## 平成18年度 入札参加資格審査申請（指名願）の受付について

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間）にいの町が、発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の購入（製造）、役務の提供等の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり実施します。

様式は、高知県様式、中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式又は国土交通省様式（物品製造・役務提供等の業種はいの町の様式又はその要件を満たす書類とします。）に準じますが、国税・県税・市町村税の納税証明書（完納証明）を添付してください。

また、建設工事関係業種については総合評定値通知書等の写しを添付してください。

詳しい申請書の受付方法については、いの町公式ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

**受付期間**
**1月16日(月)～2月28日(火)**
持参又は郵送（郵送の場合は当日消印有効とします。ただし、宅配便による場合は2月28日必着とします。）

**有効期間**
平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

**問い合わせ・提出先**
技術監理課
☎893－1114

## 年金受給者のみなさまへ「平成17年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金保険及び共済組合などから支給される老齢又は退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、所得税が年金から源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金の受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとなっています。（毎年1月下旬）

この「源泉徴収票」には、平成17年中に支払われた年金の総額、年金から天引きされた介護保険料の金額、源泉徴収税額及び控除内容などが記載されています。

確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

## 「20歳になったら国民年金」

成人式を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

20歳になるとみんな「国民年金」に加入しないといけないこと、ご存知ですか？「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入がとだえても、誰もが安心した生活を送れるように社会全体で支えあう制度です。

20歳になると、まず年金手帳が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社に就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生のみなさんにも保険料の納付が義務付けられていますが、「学生納付特例制度」をご利用いただくと、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口にて受付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

## 休日・時間外年金相談のお知らせ（1月）

**○年金相談の受付時間延長**
1月10日（火）は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、1月4日（水）・16日（月）・23日（月）・30日（月）につきましても年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

**○第2土曜日は年金相談日**
1月14日（土）は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないですので、どうぞお気軽にご利用ください。

**問い合わせ先**
高知西社会保険事務所
☎875－1717